2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県日光市足尾町字向大内事四四七〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向大内事四四七〇（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字大島字中大倉山一〇〇八・字大島九六六（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　公衆の保健
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字七折三四五九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字七折三四五九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字寄居字中ノ沢二〇五四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ沢二〇五四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町上阿井二七四一の二、二七四三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県淡路市野島江崎字小磯一八・二〇（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町河本字貝原三七の一から三七の八まで、三七の一〇、三七の一一、三八の一から三八の四まで、字貝ノ原三七の九、八三三、八三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字貝原三七の七、三七の一〇・三八の一・字貝ノ原八三三・八三四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。